

共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（令和6年3月26日見直し後）

項目	内 容	留意事項等
(1) 新病院の方向性・コンセプト	新病院は、「青森地域保健医療圏における中核病院」、「県全域を対象とした高度、専門、政策医療の拠点病院」としての役割を継承するとともに、医療機能・サービスの更なる充実、地域の医療機関等への支援、医療従事者の人材確保・育成などにより、良質で質の高い医療を提供する。	
(2) 経営形態	自律的・弾力的かつ着実な運営が期待される 企業団又は地方独立行政法人（非公務員型） のいずれかを基本とする。	※職員団体等の意見も踏まえ決定。
(3) 病床規模	<p>① 一般病床数については、新病院の整備時期を見据え、両病院の患者見込数や人口減少等を踏まえた適切な病床利用率等を基に算定し、750床とする。</p> <p>② ①に加え、感染症病床や精神・身体合併症患者対応病床等の一般病床以外の病床について、必要病床数等を検討の上、設定する。</p> <p>開院時（①+②） 750床 + α</p>	
(4) 整備場所	<p>次の観点やドクターヘリの運航、医療従事者の通勤確保等を考慮し、候補地を選定する。</p> <p>① 医療の高度化や療養環境の充実など、整備に必要な面積の確保</p> <p>② 大規模災害発生時においても、診療に重大な支障を来さない</p> <p>③ 工期短縮・費用節減の観点から、できる限り、既存建物がなく、確保が容易な土地</p> <p>④ 医療圏域内外の救急患者の搬送、患者の通院アクセスに適している</p> <p>⑤ 医療従事者や患者・家族など多くの方が集まる拠点として、まちづくりの観点から適している</p>	<p>○検討対象地</p> <p>① 旧県立青森商業高校及び県立中央病院敷地（約10.8万㎡）</p> <p>② 青森県総合運動公園（約10万㎡）（※野球場部分を除く。）</p> <p>③ 青い森セントラルパーク（約7.4万㎡）</p> <p>④ 上記以外の県有地、市有地及び民有地のうち、適当と考えられる場所（検討中）</p> <p>《参考》</p> <p>県立中央病院（約5.5万㎡）</p> <p>青森市民病院（約1.9万㎡）</p>

項目	内容	留意事項等
(5) 救急医療体制	地域における二次、三次救急の中核的な医療機関として、専門スタッフの増員を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、救急医療提供体制を強化する。	
(6) 新興感染症対策	新型コロナウイルス感染症における対応や、国の新興感染症対策に係る今後の方針等を踏まえつつ、新興感染症対策の中核的な病院として、感染拡大時を想定し、転用スペース等を含めた感染症対応病床の増強、対応設備等の整備及び専門スタッフ等のマンパワーの確保など、機能・体制を充実・強化する。	
(7) 地域の医療機関との連携推進	<p>① 統合効果の早期発現と円滑な病院統合に向け、青森県と青森市による地域医療連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）を令和6年度中に設立する。</p> <p>② 青森地域保健医療圏において、連携推進法人の設立を視野に入れ、回復期機能を有する医療機関や一次、二次救急を担う医療機関等との連携体制を構築する。</p>	
(8) 地域医療を支える仕組み	県立・市立病院としての役割・責務を引き継ぐとともに、大学等との連携強化、連携推進法人制度の活用を図ることなどにより、青森地域保健医療圏はもとより、県全域の地域医療を支える仕組みを構築していく。	
(9) 整備・運営費負担割合	新病院が両病院の役割・機能等を引き継ぐこととしていることを踏まえ、適切な負担割合を設定する。	
(10) 開院時期	最近の病院整備の事例、次期保健医療計画との整合等を考慮し、開院時期の目標を「令和12年3月頃を目途」とする。	今後、施設整備に係る具体的な検討の状況等に応じて、必要な見直しを行う。